

平成19年7月30日
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第5回）
議事概要について

1．検討会の概要

日 時：平成19年7月30日（月）10:00～12:00

場 所：虎ノ門パストラル新館 6階 ロゼ

出席者：伊藤座長、石川（代理人出席）、小幡、田近、福和、松原、室崎 各委員
加藤内閣府政策統括官、丸山内閣府審議官、上田参事官、鳥巢参事官、上杉参事官、篠原参事官、池内参事官 他

2．議事概要

中間報告案について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。この案について、一部の文言に修正を加えることで、中間報告としてとりまとめ、8月上旬から国民の意見聴取を行うことについて了承された。

<主な意見>

能登半島地震の例などを見れば、被災直後は高齢者も元気だが、仮設住宅に入ったら急に元気がなくなる。その時期になって漸く自宅や墓の再建が難しいと感じるようになることが影響している。

仮設住宅は、できれば造らない方がよい。どうにかしてそれまでの生活を維持できるようにするほうが生活再建への意欲の持続につながるし、仮設住宅に掛かるコストも無駄ではないか。

現在の支援策には、仮設住宅から始まって住宅の確保を公的に行ってもらった上に、被災者生活再建支援金を受け取るという二重支給の問題があるのではないか。災害救助法ともリンクさせながら、仮設住宅は家賃を払ってもらい、仮設住宅に入らない場合には相應の支援金で対応するという考え方が必要ではないか。

また、高齢者の生活再建に対する支援をどうするかも問題。

被災者が事前に耐震化をしていたか、していなかったかによって支援を区別するかどうかも検討すべき。

仮設住宅をどうするかに限らず、住宅再建のための選択肢を広げることが重要。居住安定支援制度が使い易くなれば、自力での再建も進むし、それによって公的負担も減るのではないか。例えば、自宅の庭に簡易な住宅を設置できるようにすれば選択肢は増える。

静岡県では、県内に38万棟の旧耐震基準の住宅があるので、耐震改修補助制度を導入し、5年間で1万戸の改修を目指しているが、昨年は前年の実績を下回るなど、思うようには進まない。特に、跡継ぎのいない高齢者世帯の耐震化が進まない。耐震化できない人

には、やはりそれぞれ事情がある。耐震化促進は国を挙げてやってもらいたい、本制度にインセンティブを導入することとは別に考えてほしい。耐震化のためには、リバースマーゲージの導入が有効ではないか。

耐震化については、旧耐震基準の住宅全部というより、戦前の住宅が特に重要。重点を絞って進めてもらいたい。不燃化促進についても、制度はあるが、複雑で利用されていない。改善すべき。

仮設住宅の有効利用を考えるべき。設置期間が2年間に限定されているのは技術的な問題だから、問題点に技術的に対応すれば、もっと有効に活用できるのではないか。

大都市災害のボリュームには本制度は適応できない。被害のボリュームを減らすために本制度を活用できないか。地域限定的に、建築規制を既存不適格建築に対しても遡及するというムチと、高齢者の耐震化を容易にするための基準の緩和（アメ）とを、ともに考えられないか。耐震化しない場合には罰則も必要。

本検討会では、見直しの対象を被災者生活再建支援法に限定せざるを得ないが、被災者の生活再建に関わる制度全体を見直すべきということを書けないか。災害救助法はあるが、災害予防、災害復興に関しては制度体系が確立していない。

住宅本体の再建を公費で支援すべきかどうかということについては、個人財産である住宅に公共性を認めるかが論点。住民自身がその地域の復興の担い手であり、その人が住むために住宅が必要だから、そこに公共性がある。また、住宅は景観の構成要素として公共性がある。住宅が壊れないことは地域住民の安全を確保する上で公共性がある。

また、住宅再建の支援は、人間の安全保障の観点と、地域の解体を防ぐ社会防衛の観点から必要であるという考え方を明示すべき。「自立支援のための公助」という考え方は、福祉の分野では広く取り入れられるようになってきている。

制度のあり方として複雑になっていくのは、みんなが納得できるためにはある程度は必要。事前に配分の考え方を明らかにしておくことと、事後的に説明責任を果たすということとは必要だろう。また、実際の使われ方が事前に示された配分の考え方と著しく異なる場合には、問題を指摘できるシステムである必要があるのではないか。

法改正によってどんなメッセージを出すのかを考えれば、一つは高齢者への対応についての考え方であり、もう一つは耐震化をすべきということではないか。災害リスクの高いところでは、耐震性の検診を義務づけることはやっても良いのではないか。その上で耐震化のインセンティブを本制度とどこまで関連づけられるか考えるべき。

仮設住宅については、どうしても設置する必要があるなら、最初から長期間の使用を前提とした簡易復興住宅として設置することはできないか。

耐震化ばかりが問題となっているが、耐震化とのリンケージを考えるなら、洪水や土砂災害に対しても同様に考えるべき。高齢者にとってはさまざまな負担が増えている。これ以上の投資的支出を求めることは難しいのではないか。

早く国民の意見を聞くことが大事である。いろいろな意見があるが、パブリックコメントを速やかに行って、その結果を踏まえて議論を深めたい。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 菊 地

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191 (直通)